

5-1-2. 直接人件費の基準日額について

昭和57年3月16日通達（調）第12号
 総裁から関係各部長あて

改正 昭和58年3月15日通達（調）第13号 昭和59年3月21日通達（調）第10号
 昭和60年3月29日通達（調）第8号 昭和61年3月31日通達（調）第15号
 昭和62年3月20日通達（調）第13号 昭和63年3月25日通達（調）第11号
 平成元年3月23日通達（調）第12号 平成2年3月22日通達（調）第11号
 平成3年3月25日通達（調）第14号 平成4年3月25日通達（調）第9号

「業務実施契約及びコンサルタント役務提供契約に係る価格の積算基準について」（昭和54年通達（無調）第44号）別紙1第5項第2号、別紙2第5項第2号及び別紙3第5項第2号イにそれぞれ規定する「別に定める基準日額」を下記のとおり定め、昭和57年4月1日から適用する。

記

1 調査業務価格の積算基準の直接人件費基準日額

号（職階）	基準日額（円）
特号	94,650
1号（技師長）	63,100
2号（主任技師）	53,500
3号（技師A）	44,100
4号（技師B）	34,700
5号（技師C）	27,400
6号（技術員）	21,000

2 測量作業価格の積算基準の直接人件費基準日額

号（職階）	基準日額（円）
2号（測量上級主任技師）	43,500
3号（測量主任技師）	38,100
4号（測量技師）	32,000
5号（測量技師補）	24,400
6号（測量助手）	17,300
3号（操縦士）	37,100
4号（整備士）	32,800
4号（撮影士）	37,700
6号（撮影助手）	20,700

3 地質・土質調査業務価格の積算基準の直接人件費基準日額

4号（調査技師）	33,100
5号（調査助手）	24,400
6号（機械工）	21,100

直接人件費基準月額年度別比較表

(参考資料)

区分	号(職階)	基準額									
		53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度		
調査業務価格	特号	1,058,000	1,150,000	1,265,000	1,160,000	1,220,000	1,288,000	1,320,000	1,366,000		
	1号(技術員)	710,000	761,300	841,800	776,000	808,000	858,000	880,000	910,000		
	2号(主任技術員)	623,300	670,000	745,200	680,000	718,000	756,000	780,000	810,000		
	3号(技術員A)	547,700	584,200	639,400	574,000	642,000	644,000	664,000	692,000		
	4号(技術員B)	430,100	466,700	479,100	468,000	476,000	498,000	514,000	536,000		
	5号(技術員C)	338,100	374,700	400,200	386,000	404,000	412,000	425,000	442,000		
	6号(技術員)	241,500	273,700	276,700	284,000	294,000	296,000	308,000	322,000		
測量作業価格	2号(測量上級主任技術員)	—	—	—	—	—	—	—	778,000		
	3号(測量主任技術員)	466,900	501,400	549,700	536,000	564,000	588,000	610,000	640,000		
	4号(測量技術員)	377,200	400,200	437,000	416,000	432,000	458,000	472,000	492,000		
	5号(測量技術員補)	250,700	280,600	305,900	278,000	314,000	320,000	332,000	352,000		
	6号(測量助手)	177,100	209,300	225,400	214,000	226,000	226,000	234,000	250,000		
	3号(操縦士)	485,300	533,600	575,000	534,000	550,000	568,000	584,000	602,000		
	4号(整備士)	418,600	460,000	501,400	454,000	460,000	474,000	470,000	510,000		
	4号(撮影士)	416,300	460,000	501,400	466,000	488,000	502,000	522,000	546,000		
	6号(撮影助手)	218,500	241,500	264,500	252,000	258,000	266,000	278,000	292,000		
地質調査業務価格	4号(調査技術員)	342,700	411,700	446,200	424,000	452,000	454,000	474,000	494,000		
	5号(調査助手)	257,600	301,300	338,100	334,000	334,000	342,000	370,000	370,000		
	6号(機械工)	213,700	237,200	271,400	264,000	266,000	272,000	318,000	318,000		

区分	号(職階)	標準月額						
		61年度	62年度	63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度
		円	円	円	円	円	円	円
調査業務価格	特号	1,398,000	1,416,000	1,522,000	1,572,000	1,644,000	1,758,000	1,893,000
	1号(技師長)	932,000	944,000	1,014,000	1,048,000	1,096,000	1,172,000	1,262,000
	2号(主任技師)	830,000	848,000	880,000	914,000	958,000	1,016,000	1,070,000
	3号(技師A)	710,000	728,000	744,000	772,000	802,000	842,000	880,000
	4号(技師B)	550,000	562,000	574,000	594,000	624,000	660,000	694,000
	5号(技師C)	454,000	464,000	468,000	490,000	510,000	536,000	548,000
	6号(技師員)	334,000	344,000	350,000	368,000	384,000	406,000	420,000
測量作業価格	2号(測量上級主任技師)	814,000	834,000	872,000	924,000	944,000	958,000	870,000
	3号(測量主任技師)	660,000	678,000	686,000	718,000	748,000	758,000	762,000
	4号(測量技師)	508,000	526,000	534,000	570,000	600,000	618,000	640,000
	5号(測量技師補)	366,000	380,000	402,000	426,000	450,000	452,000	488,000
	6号(測量助手)	260,000	270,000	282,000	300,000	318,000	330,000	346,000
	3号(操縦士)	616,000	630,000	642,000	662,000	696,000	718,000	742,000
	4号(整備士)	522,000	534,000	548,000	590,000	620,000	640,000	656,000
	4号(撮影士)	566,000	562,000	604,000	632,000	666,000	692,000	754,000
	6号(撮影助手)	320,000	332,000	338,000	356,000	370,000	390,000	414,000
地質土質調査業務価格	4号(調査技師)	508,000	518,000	524,000	550,000	574,000	624,000	662,000
	5号(調査助手)	380,000	388,000	392,000	406,000	428,000	458,000	488,000
	6号(機械工)	326,000	332,000	336,000	350,000	366,000	396,000	422,000

昭和63年9月6日

通達（調）第60号

関係各部長 殿

総 裁

5-1-3. 測量作業及び地質・土質調査業務における 交渉順位の決定について

国際協力事業団が実施する調査業務のうち、「業務実施契約及びコンサルタント役務提供契約に係る価格の積算基準について」（昭和54年通達（無調）第44号）別紙2及び別紙3に基づく積算基準の適用対象となる測量作業及び地質・土質調査業務であって業務実施契約によるものについては、「コンサルタント等契約事務取扱要領」（「調査業務に係る契約事務の取扱いについて」（昭和54年通達（無調）第46号）の別紙をいう。以下「要領」という。）第12条の規定にかかわらず、下記により交渉順位の決定を行うものとする。

記

要領第12条第1項に定めるプロポーザルの評点に0.8を乗じたものと、次の算式により計算した見積価格評点に0.2を乗じたものとの合計点の高い順に交渉順位を決定する。

$$\text{見積価格評点} = \frac{\text{各指名コンサルタント等から提出された見積価格の最低額}}{\text{当該コンサルタント等の見積価格}} \times 100$$

平成3年9月30日

通達(調)第60号

関係各部長 殿

調 達 部 長

5-1-4. 業務実施契約に係る業務調整団員の取扱いについて

平成3年通達(企)第57号に基づき、コンサルタント等業務実施契約において業務調整団員の参加を認める場合、その取扱いについては平成3年10月1日から、下記によることとする。

なお、この通達は、当分の間、平成3年10月1日以後開始する新規調査案件について適用する。

記

第1 業務調整団員の業務

業務調整団員は、以下の業務を行う。

- (1) 宿舎、車輛等の手配、関係機関とのアポイントメント取り付け
- (2) 各種会議、セミナー等の開催準備
- (3) 調査用資機材購送手続
- (4) 査証取得、更新手続
- (5) 精算書類の整理
- (6) その他調査業務の円滑な実施に必要な業務

第2 経費の構成と上限額

業務調整団員に係る経費の構成費目、上限額は以下のとおりとし、この範囲内において、同団員に係る価格を決定するものとする。但し、これら経費は、日本から出発する団員についてのみ支給できるものとし、調査対象国ないし第三国に居住しているものを業務調整団員とした場合は、支給の対象としない。

(1) 日当、宿泊料

1 業務実施契約につき30日30泊を限度とする。又、団員に係る格付けは3号を上限とする。

(2) 航空賃

原則としてエコノミークラスとし、1業務実施契約につき東京ー調査対象国(首都又は調査対象地に最寄の空港)2往復を上限とする。

平成3年9月30日

通達(調)第61号

関係各部長 殿

調達部長

5-1-5. 業務実施契約に係る現地調査費の定額方式の導入について

コンサルタント等契約における現地調査費の取扱いは、従来、事前調査等を通じ収集、聴取した現地の実勢単価又は実施計画単価に基づき、車両借上費等調査活動に必要な個々の経費を積み上げ、調査終了後、証拠書類に基づく個々の経費の精算を経て最終的な支払い額を確定する方式(以下「積上方式」という。)により、実施してきたところであるが、調査業務の効率的実施及び契約事務の簡素化を図るため一部業務実施に契約による調査については、海外調査人月に応じ現地調査費全体として予め定めた額により価格を積算し、個々の経費に関する積算は不要とする方式(以下「定額方式」という。)を試行的に導入することとし、その取扱いについては、平成3年10月1日から、下記のとおりとする。

なお、この通達は、当分の間、平成3年10月1日以後に開始する新規調査案件について適用する。

記

第1 定額方式導入の対象となる調査

インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシアにおいて実施する調査

第2 積上方式と定額方式の併用

定額方式導入の対象となる調査であっても、受注者は、業務内容に照らし必要と認める場合は、従来の積上方式による調査の実施を選択することができる。その場合、定額方式と積上方式の選択は、プロポーザル提出の際に、受注者が、これを見積書に明記することにより行うこととする。なお、複数年度に亘る調査の場合は、次年度以降の調査に係る契約においても、原則として、当初選択した方式により実施することとする。

第3 定額方式の価格の積算

- (1) 現地調査費（再委託分を除く）は、海外調査人月に応じ予め定めた総額（以下「定額」という。）に基づき積算することとし、現地調査費を構成する個々の費目は積算の対象としない。なお、定額は、「業務実施契約及びコンサルタント役務提供契約に係る価格の積算基準について」（昭和54年通達（無調）第44号）の定めるところによるものとする。
- (2) 定額は、円ドル為替レートの変動に応じ契約ごとに調整を行うこととし、調整は、定額表の基準レートと契約時の前月の海外向海上運賃統制レートを比較することにより行う。

第3

- (2) 「前月の海外向海上運賃統制レート」との比較が、不都合を生じさせる場合、「契約時直近レート」と読みかえる。

第4 定額方式の精算

定額方式による契約を行った場合、精算の対象は、定額に関する円ドル為替レートの変動分のみとし、実際に支出した個々の経費についての精算は行わない。為替レートの精算は、契約時に採用したレートと現地調査を開始した初日のレートを比較の上、行うこととする。

第4

「現地調査を開始した初日のレート」とは「国内国外を問わず、当該契約における最初の団員の出発日の銀行の現金ドル売レート」とし、初日が土曜もしくは日曜日であっても都合がつかない場合は直近の銀行営業日とする。

第5 定額の見直し

- (1) 定額に関し、以下の項目について調査を行う。
 - イ 契約金額に占める定額の割合
 - ロ 現地調査費の積上方式と定額方式を選択する比率
 - ハ 現地調査費のうち、相当部分を占める備人費・車両等借上費及び通信費の合計の割合（様式1による）
- (2) 改定の基準
 - イ 前号(1)ハの備人費・車両等借上費及び通信費の合計が、該当する定額の120%に達する案件が過半数を占める場合には、定額の改訂を検討する。
 - ロ 改訂額の算定に当たっては当該国の平均インフレ率を基準として総合的に算出する。

様式1

(コンサルタント→JICA)

現地調査費実績内訳(モニター用)

(交替レート 現地通貨() = \$ = ¥)

項目	単価 (平均)	単価 (平均)	実績 (現地通貨)	実績 (日本円)
1 車両借上費 (1) 車両 (2) 航空機 (3) 船艇 小計		台 日(月) 機 H 隻 H		
2 備人費 (1) コンサルタント (2) 人夫他 (3) タイピスト 小計		人 日(月) 人 日(月) 人 日(月)		
3 通信費 (1) 電話代 (2) F A X T E L E X (3) 郵便 (4) その他 小計		回 回 通		
合計				

平成3年9月30日

通達(調)第63号

関係各部長 殿

調達部長

5-1-6. 業務実施契約に係る調査用資機材の コンサルタント等による購送について

調査業務に必要な資機材(以下「調査用資機材」という。)の購入・輸送等の契約に関する事務の所掌は、1件の予定価格が500万円以下の契約については、「技術研修員、専門家、調査団並びに移住者の援助及び指導に係る資機材の購送等に関する契約等の事務の所掌特別措置について」昭和55年通達(総)第52号)により、事業を実施する部となっているが、事業の効果的、効率的実施の観点から必要と認められるときは、調査用資機材の購送を、業務実施契約の中で一部コンサルタント等に委託することができるものとし、その取扱いについては、平成3年10月1日から下記によることとする。

なお、この通達は、当分の間、平成3年10月1日以後に開始する新規調査案件について適用する。

記

第1 委託の範囲

予定価格が1件当たり160万円以下の調査用資機材の購入・輸送契約については、業務実施契約1件当たり全体で500万円を超えない範囲で、購送業務を受注コンサルタントに委託できるものとする。

第2 調達方法・手順

調達用資機材の購送をコンサルタント等に委託する場合、コンサルタント等は、原則として当事業団の会計諸規程の定めにした方法・手順で調達し、輸送することとする。

第3 見積価格

コンサルタントの選定に当たり、調査用資機材の購送に係る経費については、価格評点の対象外とする。

第4 前払金

本件機材の購送に係る費用は、他の直接経費の費目と同様に前払金の対象とする。

第5 精算

調査用資機材の購送に係る費用は、原則として他の経費と同時に精算を行う。

第6 調査用資機材の処理

調査用資機材の処理に係る取扱いは、「調査用資機材管理細則」（昭和51年国協達第28号）によることとする。

1. 本件の趣旨

開発調査用資機材のうち少額の資機材を直接コンサルタント等に調達・購送を委託することにより、効果的な開発調査事業の実施と業務の合理化を図ることを目的とする。

2. コンサルタント等への委託理由

(1) 開発調査用資機材は、開発計画策定のための分析、解析用データを収集し、あわせて採用する技術のフィージビリティを検証するためのものである。従って機材にもコンサルタント等の採用する技術との一貫性がある方が良い。

(2) J I C A が直接調達し、調査団に貸与する機材には、コンサルタント調達することにより調査効率をさらに高めることが出来るケースがある。（例えばコンサルタントの所有する機器との互換性の問題でデータ収集、解析に時間を要する場合など）

(3) 又、機材購送の時期がコンサルタント等による調査スケジュールから大幅に遅延する場合には、コンサルタント等はスケジュールの変更をタイミング良く実施することが困難なため、調査の無駄が生じている。

(4) 上記項目に適切に対処し、効果的かつ効率的な調査を実施するためには、コンサルタント等による機材の購送が必要である。

3. 法令規程との関係

(1) 従来より、調査用資機材に係る部品、消耗品については調査の迅速性、効率性の観点からコンサルタント等が直接購送しているケースが一般的であり、団法及び関連の規程、業務方法書で規程される J I C A の調達業務に照らして効率的な業務の実施の範囲内であると解釈される。

(2) 特に会計規程及び契約事務取扱細則においては、一定金額(160万円)を超えない契約をする場合には、予定価格の設定、契約書の作成を省略することが出来、上記(1)の効率的実施の一例と解釈出来る。

(3) 従って、コンサルタント等が購送する資機材についても一契約(160万円)を超えないこととし、また複数の契約を締結する場合は一業務実施契約当り 500万円を限度として実施することは団法に抵触しないと判断される。

4. コンサルタント等に購送を委託する場合に考えられる問題点

(1) 輸出手続はすべてコンサルタント等にまかされるため、日数を要する → 1～2週間程度余計にかかる見込みであるためコンサルによる実施は可能である。

(2) コンサル名の船積書類（空輸の場合も同じ）にて現地での無税通関手続きが可能か → 各国のケースによる

あるいはJICAの機材として無税通関のための公式レターが発給出来るか → レターは発給出来る

(3) 契約を締結しない限り調達手続を実施できないため、契約から出発まで日数を要する。

5. その他

予算費目は「調査諸費・資機材等購送費」とし、従来の消耗品購送とは分けて業務指示を行う。

平成3年11月29日

通達(調)第82号

関係各部長 殿

総 裁

5-1-7. 外国人コンサルタントを活用する場合の調査旅費
及び技術費の上限額について

「外国人コンサルタント活用の取扱いについて」(平成3年通達(調)第81号)第3第4項の規定に基づき、外国人コンサルタントを活用する場合の調査業務価格のうち調査旅費及び技術費の算定に当たっての上限額を下記のとおり定める。なお、「外国人コンサルタントを活用する場合の調査旅費及び技術費の上限額について」(昭和63年通達(調)第61号)は廃止する。

記

- 1 補強外国人の技術費の額(X)の算定は、次のとおりとする。
 - (1) 当該外国人と同じ格付け(号)の日本人の技術費の額(Y)を上限($X \leq Y$)とする。
 - (2) 前号の場合において、当該外国人を含む業務従事者全員に係る技術費の合計額は、原則として実施計画額の契約充当計画額のうち技術費の合計額を超えることはできない。
- 2 補強外国人の航空賃、日当及び宿泊料の算定は、当該外国人と同じ格付け(号)の日本人の調査旅費に $X - Y$ を加えた額の範囲内で、事業団が必要と認める額とする。
- 3 前項に掲げる補強外国人の航空賃、日当及び宿泊料の算定は、2以上の年度にわたる調査に係る契約の場合には、調査の全体計画を勘案して年度ごとに決定することができるものとする。

5-2-1. 業務実施契約における部分払の取扱いについて（通知）

昭和54年9月17日
無償協力・調達部から関係各部長あて

業務実施契約の締結に係る決裁に際し、その円滑な処理を図りたく、今後は下記のように取扱うこととしたのでこの旨管下職員に周知方お願いする。

記

1 契約書の部分払条項について

(1) 部分払を予定していない契約においては、その契約書（案）の部分払条項は必ず抹消し、次条項以降を順次繰り上げること。または、部分払条項のない契約書（案）を用いること。

（注）標準契約書は、国際協力サービスセンターで販売中）

(2) 部分払をする必要がある契約においては、契約書締結に係る決裁の際に、次の点を明記しておくものとする。

- ① 部分払を必要とする理由
- ② 部分払を必要とする対象業務
- ③ 部分払対象業務の契約金額相当額及び部分払予定額
- ④ 部分払の実施予定時期

契約業務の全体計画とそのうちの部分払対象業務計画を図示をもって明らかにすること。

2 翌債による契約の場合には、ディスパースの関係もあり、部分払の出来ることが予想される内容のものについては、部分払条項を生かした契約にしておくよう特に注意されたい。なお、この場合でも、上記(2)の①～④について、決裁（案）に明記しておくものとする。

なお、部分払の趣旨、条件等については、別添「部分払の考え方」を参照されたい。

別添資料：部分払の考え方 1部

以上

別添資料

部分払の考え方

1 部分払については、JICA会計規程57条で

「契約担当役は、工事若しくは、製造その他の請負契約に係る既済部分に対し、その完済前にイ、代価の一部を支払う必要がある場合においては、……」と規定している。

また、業務実施契約書の部分払条項では、「業務の完了前にロ、性質上可分である業務が完了したときは、当該部分に対する契約金相当額の9/10以内の額について……」となっている。

2 上記イ——の部分、即ち代価の一部を支払う必要がある場合とはどのような場合をいうのか。

国の場合、部分払については、会計法、予法令で規定されているがその解説において「……工事若しくは製造のごとき契約については、相手方の履行の完了までには、相当長期間を要するものがあり、その間、業者は運転資金の資金繰り、対策が必要となる。注文者たる国の立場からみてもハ、その給付の確保上これに対して資金繰りに協力することが必要な場合もある。契約代金の支払いにつき特約をし、国はこれによって有利な契約を締結することができることも予想されるところである。」と述べられている。

また、1のロ——部分の性質上可分である業務についても同様に、その解説において「……可分のものについては、たとえば、10棟の建物建築工事につき、そのうち4棟が完成したような場合で、それは全体部分の4/10であって、当該部分につき部分払をした場合、当該部分については国の所有に帰するということができる。……」と述べられている。

3 以上から、JICAにおいて部分払契約を結ぶ場合も、その趣旨に準じ

(1) JICAが発注業務の給付の確保上、受注業者の運転資金の資金繰りに協力する（JICAからみても有利な契約締結となる。）必要があること。

(2) 部分払相当部分が性質上可分な業務であること。

さらに

(3) 契約期間が相当長期（原則として6ヶ月以上）であること。

(4) 前金払をしている場合は、前金払後2ヶ月以上経過していること。

4 部分払金額の計算の仕方

当初契約のとき、部分払部分が性質上可分であるから、当該部分に対する契約金額相当額を基礎とし計算することとなる。

$$\text{部分払の額} \leq \frac{\text{部分払部分の契約金額相当額}}{B} \times \left[\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額 } C}{\text{契約金額 } D} \right]$$

Bの額については、発注者と受注者が協議して定める。

上記にいう業務実施契約は、昭和53年8月25日通達（無調）第56号「開発調査費等による調査団による民間コンサルタント等を参加させる場合の契約事務の取扱いについて」（この関係規定集では混乱をさけるため集録していない。）に定める業務実施契約であるが、4-1-1「調査業務に係るコンサルタント等との契約について」（平成3年9月30日通達（調）第64号）の業務実施契約についても同様の考え方をとる。

5-2-2. 業務実施契約及びコンサルタント役務提供契約の積算 及び経理処理について（通知）

経理部長、無償協力・調達部長から
関係各事業部長あて

改正 昭和59年4月24日（調）第4-23

標記契約の価格の積算については「業務実施契約及びコンサルタント役務提供契約に係わる価格の積算基準について」（昭和54年通達（無調）第44号）によっているが、その運用については、今後下記の点に留意して積算及び経理処理をするよう了知ありたい。

記

1 積算について

(1) 調査旅費

ア 調査旅費の積算に当っては、支度料及び旅行雑費並びに交通費としてのリムジンバス代は考慮しないものとする。なお、交通費については成田空港までの最も経済的な通常の経路により積算するものとする。

イ 旅行期間中の日当・宿泊料の積算に当たっては、滞在地域のいかんにかかわらず、専門家の派遣手当等支給基準（昭和52年国協達第21号）別表第3の丙地方を基準とし、甲地方、乙地方及び指定都市並びに機中泊は考慮しないものとする。また、日当及び宿泊料の減額は移動距離の長短にかかわらず（ただし複数国にまたがる調査を除く。）本邦を出発した費から起算して、所定の日数の経過に従って行うものとする。

(2) 技術費

契約金額の積算は千円未満の端数を切り捨てて行っているが、技術費の計算についても諸経費及び技術経費はすべて端数を切り捨てた直接人件費及び諸経費を基にして行うので、注意すること。

(3) 特号技術者

技術者を特号に格付ける場合は、当該技術者が原則として団長の場合に限るものとし、団員においては認めないものとする。ただし、団員に特号技術者を特に必要とする場合は、その理由を明記して、調達部長の決裁を得るものとする。

2 経理処理について

(1) (目) 間流用

契約の履行に際し、契約金額の内訳である各（目）間において流用をする必要が生じた場合は、あらかじめ赤稟議により契約担当役の決裁を得ておくものとする。

なお、当該流用は、契約内容の変更とみなされない程度の軽微な事由によるもので、かつ、やむを得ないものと認められる場合に限るので注意するとともに、増減する（目）については最終支払の前に新たに支出負担行為（支出負担行為金額欄は増減する（目）とも同額であるので0となる。）をとっておくものとする。

(2) 検査調書

精算額確定後、最終払いをする際の支出依頼書には必ず検査調書を添付することとし、検査調書の添付されていないものについては、いまだ履行が確認されていないものとみなし、支出依頼に応じないので注意されたい。

部分払をする場合も同様である。

(3) 成果品の承認及び精算額の確定に赤稟議について

成果品の承認及び精算額の確定とも、決裁権者は契約担当役であるが、決裁ルートは、前者の場合は担当部－調達部（管理課長一次長一部長）－担当理事－契約担当役であり、後者の場合は担当部－経理部（財務第一課長又は財務第二課長－会計第一課長一次長一部長）－担当理事－契約担当役である。

成果品の承認と精算額の確定の決裁を同時に得ようとする場合は、調達部と経理部の両部を経由することになる。

注 昭和62年5月、調達部に契約課が設置されて以降は、下記の決裁ルートに変更

1) 成果品の承認：担当部－調達部（契約課－管理課一次長一部長）－担当理事－契約担当役

2) 精算額の確定：①交付金

調達部（契約課－管理課一次長一部長）－経理部－契約担当役

②委託費

調達部（契約課－管理課一次長一部長）－総務部－経理部－契約担当役

附 則

1. この通知は、昭和59年4月24日以降に契約交渉を開始する契約から適用する。

ただし、事前調査等事業団直営調査団参加団員でコンサルタント役務提供契約による者については、適用日以前に契約交渉を開始し、又は契約を締結し、当該現地調査期間のうち、適用日以後の期間に対応する分についても適用する。

2 昭和58年度からの繰越予算による契約及び昭和58年度契約の変更契約については、従前のとおりとする。

5-2-3. 業務実施契約及びコンサルタント役務提供契約における
報告書作成費の積算について（通知）

昭和 55 年 10 月 17 日

無償協力・調達部長から関係各部長あて

標記の価格の積算については、「業務実施契約及びコンサルタント役務提供契約に係る価格の積算基準について」（昭和54年通達（無調）第44号）によっているが、その運用については、当分の間、今後下記の点に留意して積算するよう了解ありたい。

1 報告書作成費の積算に当っては、成果品を英文により作成する場合、当該成果品に係る翻訳料及び校閲料（以下「翻訳料・校閲料」という。）は、原則として計上しないものとする。

なお、当該成果品に係る翻訳及び校閲（以下「翻訳・校閲」という。）は、コンサルタント等自身に実施させるものとし、当該コンサルタント等の国内作業として認めるものとする。

2 翻訳・校閲を当該コンサルタント等に国内作業として実施させる場合の当該作業に係る歩掛り（人／月）計算は、過大にならないよう厳格かつ適正に行うものとする。

3 特定分野において優れた技術能力を有するが、自社内に翻訳・校閲の十分な能力を具備しないコンサルタント等を契約相手方とせざるを得ない場合は、例外的に報告書作成費に翻訳料・校閲料を積算するものとする。

ただし、この場合、支出負担行為書に必ず翻訳料・校閲料を必要とする理由書を添付するものとし、理由書が添付されていないものについては、翻訳料・校閲料を必要としないものとみなす。

4 成果品を英文以外の外国語文により作成する場合の報告書作成費の積算は、従前の例によるものとする。

5-2-4. (目) 調査業務実施費の新設に伴う予算の
執行手続の取扱いについて

昭和 56 年 4 月 27 日

調達部長から関係各部長あて

民間コンサルタント会社に各種の調査等を行わせる場合の支出予算科目は、従来は、(目) 調査旅費、(目) 現地調査費、(目) 資機材等購送費、(目) 技術費及び(目) 報告書作成費の5(目)としていたが、56年度認可予算から、これらの(目)を統合して(目) 調査業務実施費とすることとした。

この(目)の統合に伴い、予算の執行手続の取扱いを下記のとおり定めたので、以後の取扱いについては下記によらねたい。

記

第1 今回の(目)の統合の趣旨は、あくまで事業団内部の予算の執行手続の合理化にあり、コンサルタント会社に対しては従来どおりの内訳を明確にしておくこと。したがって、見積書の徴取、契約書の付属書Ⅱ「契約金額の内訳書」の作成等においては、従来の(目)に応じた区分を設けておくこと。

(目) 調査業務実施費より支出する範囲)

第2 調査業務実施費(以下「新(目)」という。)により支出する範囲は、業務実施契約及び役務提供契約に基づき民間コンサルタント会社に支払う金額とする。

なお、役務提供契約について新(目)から支出するのは、当分の間、従前どおり原則として技術費のみとする。

(実施計画書の様式の整備)

第3 実施計画書は従来5つの(目)(以下「旧(目)」という。)に区分されているが、新(目)の設置に伴い、既存(目)からの支出分(直営分)と新(目)からの支出分(コンサル支払分)の区分を実施計画書においても明確にする必要があるので、今後、実施計画書を別紙様式第号1のように改定する。

なお、これにより難い場合には、財務第1課各担当職員と協議すること。

(調査業務実施費の内訳金額の変更)

第4 旧(目)間での流用については、従来、決裁伺書による契約担当役の決裁及び支出負担行為の決議を必要としていたが、新(目)内においてはこれらの手続の必要はない。

また、契約上の金額を変更する場合には、各費目とも契約書の付属書Ⅱ「契約金額の内訳書」に記載した額を上限とし、契約変更をしなければこれを超えることはできない。

ただし、航空賃の値上りのための調査旅費が当初金額を上回る場合はこの限りでない。

したがって、業務実施契約において調査旅費が航空賃の値上りのため増額になっても、他の費目に残を生じたため総額が当初の契約金額内におさまる場合及び増となるのが航空賃の値上りに伴う調査旅費の増額のみによる場合には契約変更を必要としない。

第4 関係

1. 軽微な契約変更の場合の監督職員の職務・権限の範囲については、4-1-3平成3年9月30日通達（調）第59号「業務実施契約に係る監督・検査に関する取り扱いについて」第3、第4を参照し、その詳細は、「調査業務改善執務マニュアル」及び事業部別「監督・検査実施マニュアル」を参考とされたい。
2. 契約金額を超えて精算金額を確定できるケースについては、4-1-1平成3年9月30日通達（調）第64号「調査業務に係るコンサルタント等との契約について」業務実施契約書第19条第3項にも留意のこと。

（内訳の把握）

第5 新（目）の設置に伴い旧（目）は（節）になったが、新（目）の額が非常に大きくなるため、予算の執行管理、概算要求等のために、その内訳を把握しておく必要があるので、当分の間は、事業部予算統轄課及び財務第1課において把握しておくこととし、このために「調査業務実施費使用内訳表」（別紙様式第2）を作成して、予算統括課がまとめて保管するとともに、概算及び精算の支出負担行為書の回付の際にこれを添付して財務第1課に提出することとする。（ただし、予算の執行手続がシステム化されている（項）開発調査費についてはこの限りでない。）

別紙様式第1

略

調査業務実施費使用内訳表（概算・精算）

(項)

(件 名)

(単位：千円)

	契約金額 (A)	精算確定額 (B)	支払済額 (C)	今回支払額 (B-C)	差引残高 (A-B)	備 考
調査旅費						
現 地 調 査 費						
資機材等 購 送 費						
技 術 費						
報 告 書 作 成 費						
計						

(注) 1. 契約変更により契約金額が変更された場合には、契約金額の欄を二段書きとし、上段に当初金額を()書きし、下段に変更後の金額を掲載すること。

2. 差引残高(A-B)が(-)になった場合は、その理由を備考欄に記載すること。

5-2-5. ア首連水資源開発計画及び水産業養殖センター建設計画施行管理に係る
コンサルタント等との契約における予定価格の積算基準について（通知）

昭和 56 年 5 月 27 日

調達部長から関係各部長あて

今回、特例をもって実施する標記ア首連水資源開発計画及び水産養殖センター建設計画の施行管理に係る
コンサルタント等との契約における予定価格の積算は、下記によることとし、昭和56年5月1日から実施す
る。

記

1. 諸 経 費

(1) コンサルタント会社等民間企業

直接人件費 × 100%

(2) 公 益 法 人

直接人件費 × 80%

2. 技 術 費 経 費

(1) コンサルタント会社等民間企業

(直接人件費+諸経費) × 20%

(2) 公 益 法 人

(直接人件費+諸経費) × 20%

5-2-6. プロジェクト基盤整備事業に係る施工管理業務における
諸経費及び技術経費の積算について（通知）

昭和 56 年 5 月 27 日

調達部長から関係各部長あて

プロジェクト基盤整備事業に係る施工管理業務の積算基積については、従来「業務実施契約及びコンサルタント役務提供契約に係る価格の積算基準について」（昭和54年通達（無調）第44号）別紙1の調査業務価格の積算基準を準用してきたが、このうち諸経費及び技術経費については、昭和56年5月1日から下記により実施することとする。

記

1. 諸 経 費

(1) コンサルタント会社等民間企業

直接人件費 × 100%

(2) 公 益 法 人

直接人件費 × 80%

2. 技 術 経 費

(1) コンサルタント会社等民間企業

(直接人権費+諸経費) × 20%

(2) 公 益 法 人

(直接人件費+諸経費) × 20%

3. 前項に規定する諸経費率及び技術経費率は、業務実施上の上限であり、実例価格、需給の状況、履行の難易、業務内容の技術度、履行の長短等を考慮して適正に定めるものとする。ただし、業務の内容が技術的に極めて高度であり、かつ複雑困難なものであると認めるとき、技術経費率は20%の範囲内で増すことができる。

5-2-7. 農用地開発公団との業務実施契約に係る
価格の積算について（通知）

昭和 57 年 11 月 25 日
調達部長から関係各部長あて

農用地開発公団との業務実施契約に係る価格の積算を行なう場合の昭和54年7月30日付（無調）第44号「業務実施契約及びコンサルタント役無提供契約に係る価格の積算基準について」（以下「通達」という。）の適用については、11月1日から当分の間、下記により取扱うこととされたい。

記

1. 通達別紙1「調査業務価格の積算基準」の間接費における諸経費と技術経費の区分は、これを行わない。

間接費は、直接人件費に間接経費率を乗じて得た額とする。

2. 間接経費率は 128%とする。

3. 前記1、2は、当面試験的にこれを実施することとし、実績の集積等をまわって再検討するものとする。

以 上

5-2-8. 業務実施契約及びコンサルタント役務提供契約にかかる
内国旅費の積算について（通知）

昭和 58 年 2 月 14 日

調達部長から関係各部長あて

標記については、「業務実施契約及びコンサルタント役務提供契約の積算及び経理処理について」（昭和55年4月1日（通知）経理部長、無調部長から関係各事業部長あて）記1積算について(1)調査旅費アにより「調査旅費の積算に当たっては、支度料及び旅行雑費並びに交通費としてのリムジンバス代は考慮しないものとする。なお、交通費については成田空港までの最も経済的な通常の経路により積算する。」となっているが、内国旅費については、コンサルタントより見積りのあった場合、今後原則として下記基準額を限度として積算することとし、昭和58年3月1日以後の旅行について適用する。

なお、その他の内国旅費（上京及び帰京に要する旅費）は原則として認めないこととする。

記

内国旅費基準 3,280円（往復）

内 訳		
東京駅	～ 上野駅(国電)	140円
京成上野駅	～ 成田空港	
	(運賃・ライナーターミナル バス券共)	1,500円
		計 1,640円
		往 復 3,280円

なお、今後、上記内訳料金に改訂があった場合、基準額もそれに連動して同額改定されるものとする。

以 上

5-2-9. 資機材損料の取扱い要領について（通知）

昭和 58 年 3 月 1 日

調達部長から関係各部長あて

「業務実施契約及びコンサルタント役務提供契約に係る価格の積算基準」（昭和54年7月30日通達（無調）第44号）に基づき、直接経費の資機材購送費の内訳として資機材損料をコンサルタント契約に含める場合、コンサルタント等の資機材損料の見積りに対する契約交渉の参考として、別紙のとおり、「資機材損料の取扱い要領（案）について」を作成した。

ついで、昭和58年4月1日月以降締結の契約から当分の間、本要領（案）によって実施されたく、貴管下関係職員に周知方お願いする。

以上

（注）この損料の取扱い要領（案）は内部資料であるので、コンサルタントには渡さないようお願いする。

別紙

資機材損料の取扱い要領について

（趣旨）

第1 この要領（案）は、「業務実施契約及びコンサルタント役務提供契約に係る価格の積算基準」（昭和54年7月30日通達（無調）第44号）に定める調査業務測量作業及び地質・土質業務価格の積算基準の直接経費のうち、資機材等購送費として認められる資機材損料の取扱いを定めるものである。

（損料対象）

第2 損料支払いの対象となる資機材は以下の事項に該当するものとする。

- (1) 調査業務又は測量作業等の調査に直接必要な、コンサルタント等が所有する資機材とし、1資機材当たりの標準価格は1万円以上とする。
- (2) 価格が1万円に満たない資機材がセットになってボックス等に収納され、1万円以上になる場合は、補助資機材（第6項）の損料として取扱う。
- (3) 標準耐用年数3年以上の資機材とし、原則的に耐用年数を越えないものとするが、使用に耐えられれば、その限りではない。
- (4) 通常、消耗品に入る物品は価格の如何を問わず損料の対象としない。
- (5) 直接の調査用資機材でなくても調査業務実施上必要な物品で特別に必要と認められるものは、損料の対象とすることができる。

(算定基礎)

第3 損料の構成は次のとおりである。

(1) 標準価格

標準付属品を装備した標準仕様の機材で当該使用時の市販価格で実際にコンサルタントが標準的に取得する価格である。

(2) 耐用年数

通常の維持修理を加え、かつ、機材本来の用途、用法によって通常予定される機材の効用の維持年数(寿命)であって、耐用年数の設定は大蔵省令第15号による。

(3) 供用日数

現地調査の場合、調査期間に資機材の搬出入に要する日数を15日を限度として加えた日数を供用日数とする。

(4) 償却費率

機材使用、又は経年による価値の減価額の率をいう。償却費率は90%とし、残存価率は10%とする。

(5) 標準供用日数

資機材の年間標準的な供用日数であって、償却費率、年間機械管理費率及び維持修理費率等、算定の基礎にもなっている。

(6) 管理費率

機材の管理に必要な構成は、保険料、税金、格納保管等の経費である。

管理費は耐用期間中、管理に必要な諸経費であり、年間管理費率は資機材の種類によって異なり、

$\frac{1}{100}$ から $\frac{7}{100}$ とする。

(7) 維持修理費率

機材の耐用期間中に必要とする維持、修理費で、機材の効用を持続するために必要な整備及び修理の費用で、運転経費に含まれる消耗品費は除かれる。

整備の費用とは、計画的な整備で、主として基地で行う全分解整備、又は、それに準ずる大規模な費用を要する費用も含まれる。

維持修理費率は資機材の種類によって異なり $\frac{5}{100}$ から $\frac{85}{100}$ とする。

(算定)

第4 損料の計算は次のとおりとする。

$$(1) \text{ 供用日当たり償却費率} = \frac{1 - 0.1}{\text{耐用年数} \times \text{年間標準供用日数}}$$

$$(2) \text{ 供用日当たり管理費率} = \frac{\text{年間管理費率}}{\text{年間標準供用日数}}$$

$$(3) \text{ 供用日当たり維持修理費率} = \frac{\text{維持修理費率}}{\text{年間標準供用日数} \times \text{耐用年数}}$$

$$(4) \text{ 日損料率} = (1) \text{ 供用日当たり償却費率} + (2) \text{ 供用日当たり管理費率} + (3) \text{ 供用日当たり維持修理費率}$$

$$(5) \text{ 損料} = \text{標準価格} \times \text{日損料率} \times \text{供用日数 (拘束日数)}$$

(損料の補正)

第5 次に掲げる項目に該当する資機材の損料は、その資機材の事故及び調査期間の変更等によって次の事由に基づいて、契約変更とき又は調査終了時の契約金精算等において補正する。

(1) 現地調査中に、故障又は破損し、調査に耐えられなくなった場合、当該資機材の損料は、使用不能になった日から以降の供用日数は消滅する。

但し、この資機材に代る同等品の資機材を手配し、充当した場合は、その充当日から損料の対象となる。

(2) 現地調査期間の増額は、調査業務変更契約によって実施されるが、契約金額の変更を伴う場合、資機材損料も同時に補正する。

(3) 調査業務契約後、都合によって、契約で決めた資機材を携行しない場合、損料は減額補正する。

(補助資機材の損料)

第6 補助資機材は、調査業務及び測量調査等に使用するものをいう。

(1) 標準価格1万円以下の資機材で耐用年数は一律3年とし、残存価格率は「0」とする。

(2) 使用目的が主として室内作業で、消耗品を除く事務用品等の他、屋外調査でも(1)に該当するもの。

(補助資機材の損料算定)

第7 補助資機材の損料算定は次のとおりとする。

$$(1) \text{ 日損料率} = \frac{1.0 \text{ (償却率)}}{3 \text{ (耐用年数)}} \times \frac{1}{365} = 0.00091$$

$$(2) \text{ 損料} = \text{標準価格} \times 0.00091 \text{ (日損料率)} \times \text{供用日数}$$

日損率はすべて一律とする。

(3) 標準耐用年数をすぎた資機材に対しては、損料の支払いは行わない。

(資機材損料算定標準数値)

第8 資機材損料算定標準数値(以下「標準数値」という。)をもって「日損料率」を算定するが、この「標準数値」は、次の事項によって算出した。

(1) 調査用機種の種類

資機材の機能的共通性によって分類した。

(2) 耐用年数

大蔵省令第15号によるが、機能別分類を行ったので、耐用年数は若干異なる機種もあるが、損料算定標準数値を設定するため調整した。

(3) 各算定数値について

建設省で定めた算定式をもって損料率を算定したが、調査用資機材が多いことから使用目的が概ね同じ機種を10のグループに分けて、それぞれ数値の加重平均をもって算定し、資機材のグループ別に日損料率を算定した。

(4) 「標準数値」

別表のとおりである。

別表

機材損料算定標準数値

調査用機種	A 耐用年数	B 年間標準 使用日数 (時間)	C (A×B) 総供用 日数 (時間)	D 償却費率	E 年間機械 管理費率	F 維持 修理費率	供用日当り			G+H+I 日損料率
							G D/C	H E/B	I F/C	
1. 飛行機等 単発、双発機、ヘリコプター	4	300	1,200	0.9	0.04	0.26	0.00075	0.00013	0.00021	0.00109/ (時間)
2. 船舶等 海洋調査船、漁船、モーターボート	5	300	1,500	0.9	0.02	0.15	0.0006	0.000066	0.000133	0.00079/ 日
3. 車輛等 ランドクルーザー、ジープ、ステーションワゴン、トラック	5	300	1,500	0.9	0.02	0.15	0.0006	0.000066	0.00010	0.00076
4. 地質調査用機械 地震探査装置、電気探査装置、 測度車検層、ボリング機、掘削機、 検土器、乾燥機、地層探査機	5	120	600	0.9	0.03	0.15	0.0015	0.00025	0.00025	0.00200
5. 測定器等 (1) 電子精密機器 = 各種コンピューター、 スチロパレータ、携帯用電算器 (2) 電気測定機 = 耐圧試験機、万能 材料試験機、電波測距儀、光波 測距機、水圧計	5	180	900	0.9	0.07	0.85	0.001	0.000383	0.000944	0.00233
	5	200	1,000	0.9	0.06	0.25	0.0009	0.000300	0.000250	0.00145

注：(時間) 以外は日数であり、日損料率では、1 飛行機等及び 8. (1) 航空撮影は時間当り損料率であり、他はすべて日損料率である。

調査用機種	A		B 年間標準 使用日数	C (A×B) 総供用 日数	D 償却費率	E 年間機械 管理費率	F 維持 修理費率	供用日当り			G+H+I 日損料率
	耐用年数	G D/C						H E/B	I F/C		
(3) 携帯用試験測定器=PHX-7、 ECX-7、土壌検定器	3	180	540	0.9	0.01	0.10	0.00165	0.000055	0.000185	0.00190	
(4) 設備用測定機器=トランス装置 各種試験装置、分析器	7	240	1,680	0.9	0.05	0.25	0.000535	0.000208	0.000143	0.00089	
6.測定用機器及び器具 トランスレベル、各種測量機器	7	240	1,680	0.9	0.05	0.20	0.000535	0.000208	0.000119	0.00086	
7.気象測定器 ジョーパン、各種自記気象測定器	5	300	1,500	0.9	0.03	0.15	0.00060	0.00010	0.00010	0.00080	
8.撮影機器 (1)航空撮影=航空カメラ (2)写真作成=普通カメラ、現像器、 引伸器、映画撮影機	6 8	200 270	(時間) 1,200 2,160	0.9 0.9	0.04 0.01	0.10 0.10	0.00075 0.00041	0.00020 0.00003	0.00008 0.00004	0.00103/(時間) 0.00048	
9.図化用機器 1~3級図化機、点刻機、自動製 図機	7	285	1,995	0.9	0.01	0.05	0.00045	0.000035	0.000025	0.00051	
10.調査用語機材 計測器、巻尺、箱尺、輪尺、 その他調査用器具	7	270	1,890	0.9	0.02	0.43	0.00047	0.00047	0.00022	0.00143	
補助資機材(第6)	3	-	-	1.0	-	-	-	-	-	0.00091	

5-2-10. コンサルタント契約に係る現地調査費の
会計処理様式について（通知）

昭和 58 年 3 月 2 日
調達部長から関係各部長あて

コンサルタント契約に基づく開発調査等の現地調査は、現地調査費の支出が多種、多額であることから、現地におけるその会計処理から精算報告に至る取扱い様式の整備を図る必要があるが、従来、特に定めた様式もなかったため、今般これを定めた。

については、昭和58年4月1日付以降締結の契約から当分の間、試行的に別紙のとおり取扱うこととするので、貴管下関係職員に周知方お願いする。

なお、調査業務の種類、又は調査対象国等の特殊性から別紙会計処理様式のうち、これによりがたいものがある場合は、従前の例により処理することができるものとする。 以 上

1. 昭和62年5月契約課創設後「コンサルタント契約精算の手引き」を作成し関係者への説明資料としている他、平成2年度より年1回、契約課は年度末の精算が集中する前に関係するコンサルタントを集めて精算要領についての説明会を実施している。
2. 平成3年9月30日付通達（調）第61号「業務実施契約に係る現地調査地の定額方式の導入について」に係る精算についてはこの通知の限りではない。

（注）コンサルタントには、この会計処理様式の記載要領及び同様式を手渡すものとする。

別 紙

コンサルタント契約に係る現地調査費の会計処理様式記載要領

第1 現地調査費収支明細書

1. 精 算
2. 予算額、実行額の対比表

契約で認められた現地調査費の費目別金額と実行額の対比によって収支状況を明確にするものである。

まず、円貨金額を費目別に記入する。

「現地貨支出額」は、現地調査費支払い完了によって費目別に記入する。

「円貨換算支出額」は、ドル貨から現地貨への加重平均にした交換レートをもって円貨換算する。

「残額」は、同じ交換レートをもって円貨の残額を算出する。

現地調査費の支払いは、数回にわたる外貨交換によって受入れた現地貨で支払われるので、最終の交換後において算定した交換レートの加重平均で算出し、実際に残額を円に交換した場合の額との間に差

額を生じた場合には、この差額は「為替差損」又は「為替差益」として処理する。

なお、ドル貨支払いがあった場合は、費目別に併列して記入する。

3. 交換調書

契約で定められた現地調査費の受入れに始まってドル交換、さらに現地貨への交換額を記入する現地調査費支出完了をもって支払い残額をドルから日本円へと戻し入れする。

外貨交換レートは、交換の都度実レートを記入し、最後に加重平均でもって精算時の交換レートとする。

4. 出納簿

現地において、現地調査費の支払いを記帳していくもので、支払いの記帳は費目別に行う。

まず、現地調査費を現地通貨に交換したら、費目別に「現地貨受入額」に記帳する。

「摘要」欄には、支出行為の事項を明記し、領収書等は費目ごとに一連番号を付して「証憑番号」欄に記帳整理する。

「差引残額」欄には、支払い行為の都度、又は帳簿の各ページの計欄に記入するようにしてもよい。

「備考」欄には、現地調査費の支払い者が、会計担当者のみに限らず、団員による場合もあるので、支払いを行った団員名をメモ程度に記帳する。

なお、ドル貨の支払いがあった場合は、同出納簿を利用し別々に記入する。

第2 外注分（再委託等）収支明細書

外部に発注契約する調査業務であって、その主なものは、測量調査、地質、土壌調査、試料分析、電算機使用等である。

これらは原則として、契約上含めることのできるものであるが、現地調査費と混同することなく、外貨交換から支出まで、別経理をするように整理精算する。

1. 交換調書

現地調査費の交換と同じ

2. 収支明細書

「現地貨受入額」外貨交換したら記帳する。

「摘要」欄には委託した事項、支払先等を簡潔に記帳し、支出内容、単価等の詳細は証憑書類をもって補う。

「差引残額」は、現地貨の残を、帰国時円貨に換算された金額を記入する。

第3 証憑書類

様式1. 現地雇用の就労表

現地雇用の就労状況を記録し、賃金支払いの根拠となるものである。

「職種別」雇用した職種を記入する。

「勤務別」上段の“通常”は出勤の都度本人がサインする。

「勤務別」下段の“残業”は担当団員が残業時間を記入する。

「点検者」賃金支払いに先立ち、団長又は会計担当者が点検確認を行うこと。

様式2. 賃金支払票

就労票の集計によって賃金を計算して支払うに際し、「賃金支払票」に就労者指名、職種、就労期間及び契約別支払いの欄に該当するところに支払額を計算して支払う。

受取人の欄には、受領者のサインをとり、この賃金支払票及び様式1. をもって備人費支払いの証憑書類とする。

様式3. ガソリン等購入支払表

使用する車両ごとに備え、ガソリン購入及びオイル交換の都度、支払表に記入して、ガソリン販売者のサインを得る。

なお、販売者のサインが得られない場合は、領収書を証憑書類として添付し、支払表「証憑番号」欄に一連番号を記入する。

第4 証憑書の添付

支出された現地調査費については、領収書等の証憑書類を別紙の証書添付用紙に1件ずつ（少額多数のものについてはこの限りではない。）貼り、精算報告書に添付する。

現地調査費収支明細書

1. 精 算

契 約 額	円
支 出 額	円
差 引 残 額	円

2. 予算額，実行額の対比表

費 目	円貨予算額	現地貨支出額	円貨換算支出額	残額円貨換算
備 入 費	円	円	円	円
車 輛 等 借 上 費				
資 機 材 等 購 入 費				
通 信 運 搬 費				
報 告 書 作 成 費				
そ の 他				
小 計				
外 貨 交 換 手 数 料				
為 替 差 損 益				
合 計				

3. 交換調書

項 目	受入額	換算率	支出額	残 額			証 書 番 号
				円 貨 円	ド ル 貨 US\$	現 地 貨	
円貨受入							
→							
→							
現地貨加重平均換算率							

4. 出納簿

費目名

月日	費目別現地 貸受入額	摘要 (事項・支払先等)	証憑番号	支払金額	差引残高	備考 (支 払者名等)
計						

[証憑書類]

様式1

現地雇用 の 就 労 表

職 種 別 (Employment)	氏 名 (Name)	勤務別	月分													合 計		点検者		
			1	2	3	4	5	6	28	29	30	31	日数	時間						
			日																	
		① 通常																	時間	
		② 残業	時間																時間	

① Normal Engaged ② Over Time

外注分（再委託等）収支明細書

費目名	
精算	
契約額	円
支出額	円
外貨交換手数料（含む為替差損益）	円
差引残額	円

1. 交換調書

項目	受入額	換算率	支出額	残 額			証憑番号
				円 貨	ドル 貨	現 地 貨	
円貨受入							
→							
→							
現地貨加重平均換算率							

2. 収支明細書

月日	現地貨 受入額	摘 要（事項・支払先等）	証 憑 番 号	支払金額	差 引 残 額	
					現 地 貨	円貨換算 円

(証憑書類)

様式 2.

賃 金 支 払 票

(Bill of Wage Payment)

氏 名 _____
(Name)

職 種 _____
(Type of Work)

就労期間
(Working Terms)

From _____ th of _____ month to _____ th of _____ month

契約別支払
(Payment of Different Contract)

契 約 別 (Type of Contract)	賃金の単価 (Wage rate)	総 就 労 (Total Working hours, days, month)	支払額 (Amount Paid)	
			現 地 貨 (Local Currency)	円 貨 (Japanese yen)
時 間 給 (Paid by hour)		hours		
日 給 (Paid by day)		days		
月 給 (Paid by month)		month		
時 間 外 手 当 (Over time)		hours		
合 計 (Sum)				

支 払 人
(Payer)

受 取 人
(Signature) _____

5-2-11. コンサルタント契約に係る現地調査費の
費目間流用増（減）の取扱いについて（通知）

昭和 59 年 3 月 27 日

調達部長から関係各部長あて

コンサルタント契約に基づく現地調査費は、契約書（業務実施契約書及びコンサルタント等役務提供契約書それぞれの付属書の契約金額の内訳書）に定める各費目の内容に従い、かつそれぞれの費目金額の範囲内で支出されなければならないが、コンサルタント等が調査実施上やむを得ず契約書に定める現地調査費の費目間流用増（減）を行なう必要が生じた場合、その取扱いは、今後当分の間、下記によることとするので通知する。

なお、この取扱いは、昭和59年4月1日から適用する。

5-1-5 平成3年9月30日付通達（調）第61号によるいわゆる現地調査費の「定額方式」を採用した場合は、この通知の限りでない。

記

1 費目間流用増（減）の取扱い

(1) 費目金額の10%までの流用増（減）

(ア) コンサルタント等が調査実施上正当な理由によりやむを得ず費目間流用増（減）を行う必要がある場合、流用増（減）しようとするそれぞれの各費目金額の10%以内の流用増（減）は、コンサルタント等の判断によりできるものとし、事業団の承認は要しない。

ただし、10%以内の流用増（減）であっても、その流用額は全額で50万円を超えてはならない。

全額で50万円を超える場合は下記(2)と同じ扱いとする。

(2) 費目金額の10%を超える流用増（減）

(ア) 10%を超える費目間の流用増（減）は原則として認めない。

(イ) コンサルタント等が調査実施上正当な理由によりやむを得ず、前記(1)に定める10%を超えて費目間の流用増（減）を行う必要がある場合は、事業団の承認を得なければならない。

(ロ) コンサルタント等は、前記(イ)の承認を得ようとする場合には、当該流用増（減）の必要が判明した時点で、具体的な理由を明記した流用増（減）申請書を、担当事業部へ提出しなければならない。

(ハ) 担当事業部は、前記(ロ)の申請書を受理し、当該流用増（減）が妥当と判断される場合には、当該流用増（減）申請書を添付の上、承認しようとする流用率及び流用額について調達部及び経理部に合議し、契約担当役の決裁を得て、当該申請をしたコンサルタント等に通知するものとする。

(ニ) 前記(ハ)により流用増（減）を承認したものについては契約金額の精算に係る決裁に際し、流用増（減）申請書及び同承認書の写を添付するものとする。

2 留意事項

- (1) 契約交渉に際し、現地調査費の各費目金額をより一層厳正にチェックするように留意するとともに、各契約コンサルタント等に対し、現地調査に先立ち、現地調査費の費目間流用増（減）の取扱いについて、的確に説明すること。
- (2) 前記1の(1)の範囲についてはコンサルタント等限りの判断で流用増（減）ができるので、契約金額の精算にあたっては、調査実施上真に正当な理由によるやむを得ない必要な流用増（減）であるか等十分留意すること。明らかに不当な又は不必要な流用増（減）についてはこれを補正し、精算させること。

以上

5-2-12. コンサルタント契約における共同企業体方式による
契約金額（精算確定額）について（通知）

昭和 59 年 3 月 27 日
調達部長から関係各部長あて

近年、当事業団のコンサルタント契約における共同企業体方式による実施件数及びその金額は非常に多くなっているが、従来、共同企業体構成員毎の金額内訳を提出させていないため、コンサルタント契約実績資料として不十分な点があった、因みに、昭和57年度の共同企業方式による業務実施契約件数及び金額は、53件（業務実施契約全体の24.1%）、4,546 百万円（同32.6%）にのぼっている。

については、実績資料の面からも、共同企業体方式による契約金額について、各個別コンサルタント毎の実績を把握していくこととしたいので、昭和59年4月1日以降契約締結分から下記により実施されたく、貴管下職員に周知方お願いする。

記

1. 担当事業部は共同企業体代表者から業務実施契約の規定に基づく契約金の支払請求書提出の際、別表「………調査契約金額（精算確定額）の共同企業体構成員別内訳書」を提出させる。
2. 提出された「内訳書」は、遅滞なく調達部管理課に回付する。
3. 回付された「内訳書」は、調達部管理課において整理する。

以上

（別表）

………調査

契約金額（精算確定額）の共同企業体構成員別内訳表

法人名	金額（千円）	備考
共同企業体代表者		
共同企業体構成員		
合計		

5-2-13. 業務実施契約書等による前払金に係る
保証関係の書類について

昭和 59 年 3 月 27 日

調達部長から関係各部長あて

「開発調査等による調査団に民間コンサルタント等を参加させる場合の契約事務の取扱いについて」（昭和53年通達（無調）第56号）様式第1号業務実施契約書第14条第2項第2号記載の銀行又は甲の指定する金融期間の保証に関する書類として、保証書（別紙サンプル1）の他保証書の正当性を立証するための印鑑証明書（別紙サンプル2）及び商業登記法による登記証明書（別紙サンプル3）を必ず徴するよう管下職員に周知徹底願います。

別紙サンプル1 略

別紙サンプル2 略

別紙サンプル3 略

平成3年10月以降の調査業務改善による新規調査案件については、上記引用通達該当部分を4-1-1「調査業務に係るコンサルタント等との契約について」（平成3年9月30日通達（調）第64号）様式第1号業務実施契約書第21条第2項第1号及び第2号で読み替えるものとする。

5-2-14. 測量作業価格の積算における国土基本図作成に係る
諸経費の積算において

昭和60年 5月20日通知(調)第5-9(2)号

調達部長から関係各部長あて

標記に関し、「業務実施契約及びコンサルタント役務提供契約に係る価格の積算基準について」(昭和54年通達(無調)第44号)別紙2 測量作業価格の積算基準の第5価格の算定の適用については、昭和60年6月1日から当分の間、下記により取扱うこととされたい。

記

- 1 国土基本図作成を、公益法人と民間測量会社とによる共同企業体を実施させる業務実施契約に係る価格の積算を行う場合の公益法人の諸経費は直接人件費に諸経費率を乗じて得た額とする。
- 2 諸経費率は90%とする。

この通知は、4-2-2「開発調査費による港湾・鉄道・地形図作成分野の調査案件に係る契約について」(昭和60年5月20日通知(調)第5-9(2)号)及びその一部改正後の通知(昭和63年9月2日)のそれぞれ別表3 地形図作成(国土基本図に限る)の箇所に適用される。

平成2年6月15日

関係各部長 殿

調達部長

5-2-15. 業務実施契約及びコンサルタント役務提供契約に係る
ブラジル国における宿泊料の取扱いについて（通知）

開発調査等各種の調査業務を業務実施契約又はコンサルタント役務提供契約によって実施する場合の宿泊料等の外国旅費に関しては、「業務実施契約及びコンサルタント役務提供契約に係る価格の積算基準について」（昭和54年通達（無調）第44号）に基づき、「専門家の派遣手当等支給基準」（昭和52年国協達第21号）によっているが、旅行期間中の日当・宿泊料の積算にあたっては、「業務実施契約及びコンサルタント役務提供契約の積算及び経理処理について」（昭和55年経理部長、無償協力・調達部長から関係各事業部長あて通知）により、滞在地のいかんにかかわらず、丙地方の基準にて運用している。

しかしながら、ブラジル国にあっては、さる3月15日の政権交替以後、新経済政策による混乱の影響でホテル代が高騰し、通常の宿泊料では対応できない事態が生じている。

については、現在の経済情勢の混乱が収束するまでの特別措置として、ブラジル国における宿泊料について、「ブラジル国における取扱いについて」（平成2年総共第4-1号）により、短期専門家及び調査団に対し取扱うこととした方針に準じて、下記のとおり取扱うこととする。

記

1. 3月15日以後ブラジル国に滞在する旅行者が、当該旅行者に支給される定額の宿泊料から食費相当分である5,800円を差し引いた額を超えるホテル等の宿泊料金（税金及びサービス料を含み、食費を除く。ただし、食事付きであって宿泊料金と食費の区分が不明な場合は、宿泊料に含めることができる。）を支払う場合には、その超える部分を定額の宿泊料に調整加算することができる。
2. 調整加算する額は実宿泊料の1夜ごとの実費の支出明細を明らかにした領収書に基づき精算時に行うこととし、精算に当たっては、契約金額の精算確定の決裁手続により、調整加算額の確定を行うものとする。

平成4年4月20日

関係各部長 殿

調達部長

5-2-16. 測量作業価格の積算基準における
成果検定費単価の改正について（通知）

標記に関し、「業務実施契約およびコンサルタント役務提供契約に係る価格の積算基準について」（昭和54年通達（無調）第44号）別紙2、別表第3に規定する「測量成果品の検定を専門に行う機関が定める検定費の単価」は、平成4年4月1日より次のとおり改正されたので通知する。

なお、本単価は消費税を含まないので念の為。

海外測量成果品検定料

単位：円

基本図用

作業種類	1級基準点	2級基準点	3級基準点	GPS	評定点	1級水準		2級水準		3級水準		渡河(海)水準
						通常の測量	テータリグラー 使用の場合	通常の測量	テータリグラー 使用の場合	通常の測量	テータリグラー 使用の場合	
単位	1点	1点	1点	1点	1点	1 km	1 km	1 km	1 km	1 km	1ヶ所	
単価	45,350	37,320	27,700	29,980	18,780	4,450	3,920	4,120	3,160	3,820	1,670	23,000

開発調査用

作業種類	A級基準点	B級基準点	C級基準点	D級基準点	E級基準点	4級水準	
						簡易水準	1 km
単位	1点	1点	1点	1点	1点	1 km	1 km
単価	37,320	27,700	25,850	18,780	2,970	3,710	3,710

1. 特別の仕様によるもの等で特に手数料を要するものについては、その条件に応じて検定料を割り増しする。

※この検定料には消費税は含まれておりません。

海外測量成果品検定料

地図等(その1)

単位:円

作業種類	空中写真	1/2,500	1/5,000	1/10,000	1/25,000	1/50,000	1/5,000	1/200,000	対空標識設置作業量	空中三角測量
		地図	地図	地図	地図	地図	写真	地図		
単位	1枚	1 km ²	1 km ²	1 km ²	1 km ²	1 km ²	1 km ²	1面	1点	1枚
A地区		22,071	7,730	8,807	2,314	651		471,311		
B地区	1,140	19,864	6,957	7,926	2,082	586	2,355	424,179	2,723	2,150
C地区		17,878	6,261	7,133	1,874	527		381,761		
備考	<p>1. 1面の単価は、地図の内図郭の大きさ約55.6cm×55.3cmを基準とした料金を示す。 2. A地区 = 市街地及び都市近郊の丘陵地等で地物の密集したところ或は地形の錯雑した地域。 B地区 = 通常の地域。 C地区 = 平地で、かつ原野・森林等の地域。 3. 特別の仕様によるもの等で特に検定に手数を要するものについては、その条件に応じて検定料を割増しする。 4. 上記以外の作業種類については、地図等(その2)による。</p>									

※ この検定料には消費税は含まれておりません。

海外測量成果品検定料

単位：円

地図等（その2）

作業種類	1/10,000 地図製図 (スケッチ)	1/25,000 地図製図 (スケッチ)	1/50,000 地図製図 (スケッチ)	1/100,000 地図製図 (スケッチ)	1/200,000 地図製図 (スケッチ)	1/10,000 土地利用図 (スケッチ)	1/10,000 土地条件図	地図複製	
単位	1面	1面	1面	1面	1面	1面	1面	1面	
A地区	155,180	182,210	208,830	221,730	228,600	155,180	155,180		
B地区	139,660	163,990	187,950	199,560	205,740	139,660	139,660	32	
C地区	125,690	147,590	169,150	179,600	185,160	125,690	125,690		
備考	1. 1面の単価は、地図の内区郭の大きさが約55.3cm×55.3cmを基準とした料金を示す。 2. A地区 = 市街地及び都市近郊の丘陵地等で地物の密集したところ或は地形の錯雑した地域。 B地区 = 通常の地域。 C地区 = 平地で、かつ原野・森林等の地域。 3. 特別の仕様によるもの等で特に検定に手数料を要するものについては、その条件に応じて検定料を増加する。								

※ この検定料には消費税は含まれておりません。

5-2-17. 開発調査等の現地調査に係る通訳の
取扱いについて（通知）

昭和 59 年 3 月 27 日
調達部長から関係各部長あて

改正 昭和62年10月1日
平成3年3月29日

開発調査等の現地調査対象国が英語以外の言葉を公用語等に行っている場合、わが国の調査団員がこれらの外国語を必ずしも自由に駆使できる実情にないことから、これが調査実施上、障害になる場合がある。従来、そのような場合は、現地調査の円滑な実施と、的確な調査成果を期するため、必要に応じ通訳の参加を認めてきたところであるが、その取扱いについては、統一的な基準が定められていなかった。

については、開発調査等の現地調査に通訳の参加が必要と認められる場合の当事業団直営調査団及びコンサルタント契約に係る現地調査の通訳に関する取扱いを下記のとおり定め、今後当分の間、これにより取扱うこととするので通知する。

なお、この取扱いは昭和59年4月1日から実施する。

記

1 通訳の参加を認める場合

仏語、西語、中国語、葡語等が公用語または、これに準ずる言葉になっている国において調査を実施する際、調査団にそれらの語学能力が不足している場合は、以下により通訳の参加を認める。

(1) 当事業団直営調査団

(ア) 現地または、近隣諸国に上記外国語と日本語に堪能な通訳が求められる場合は現地雇傭とする。

(上記外国語と英語に堪能な通訳を現地または、近隣諸国で雇傭でき、調査業務に特に支障がない場合は、その者を現地雇傭する。)

(イ) 上記(ア)の現地雇傭が困難な場合は、本邦からの通訳の参加を認める。

(2) 業務実施契約等契約によるコンサルタント等

特に必要な事由がある場合には例外として、

(ア) 前記(1)の(ア)の現地雇傭を認める。

(イ) 上記(ア)の現地雇傭が困難な場合は、本邦からの通訳の参加を認める。

2 通訳の資格

通訳の資格は、調査団に必要な専門用語を用いての通訳に全く支障がなく、一般知識も高度と認められる能力を有する者とし、その能力判定の参考とするため、必要に応じ権威のある機関の資格認定証明書または、これに準ずる書類の提出を求めるものとする。

当事業団の調査団の性格上、上記の資格に満たない通訳は、原則として雇傭しないこと。

3 通訳料

	基準日額（上限額）
中国語	45,000円
仏語	45,000円
西語	45,000円
葡語	45,000円
その他外国語	50,000円

上記基準日額は、各外国語ともに上限額を示したものであるから、前記2.及び通訳の所属先の格付等を勘案し、原則として、上記上限額内で通訳料の日額を決定すること。

- (イ) 上記基準日額は、現地調査期間のほか、下記5.(2)による事前準備期間、及び帰国後整理期間の通訳料も含めて対象とする。
- (ウ) 前記1.の現地雇傭の場合、当該国の通訳料日額によるものとするが、原則として上記基準日額を超えないものとする。
- (エ) 上記記載外国語以外の外国語の通訳を必要とする場合は上記基準日額に準拠して決定する。

4 旅費

通訳の旅費は、昭和54年7月30日通達（無調）第44号「業務実施契約及びコンサルタント等役務提供契約の積算基準について」に基づき積算するものとし、号は、原則として6号から4号の間で決定する。

ただし、事業団直営調査団の通訳傭上契約（通訳のみの契約に限る。）の場合には、支度料及び旅行雑費を支給し、特定地域の宿泊料を調整の対象とすることができるものとする。

また、海外共済への加入、掛金は専門家等に準じて取扱うことができるものとする。

5 契約期間

- (1) 契約期間は、原則として現地調査期間（旅行日を含む）とする。
- (2) 現地調査期間前後の資料整理、翻訳等に数日間を含める必要がある場合は、これを契約期間に含めることができるものとする。ただし、その資料整理翻訳等の作業が、報告書作成業務の一部としての翻訳作業である場合は報告書作成費の翻訳料に基づき積算するものとし、通訳としての契約は行なわない。

6 その他

コンサルタント等が、現地支援体制の一環として自費による通訳（英語圏における通訳を含む）の参加（現地雇傭を含む）を希望する場合には、担当事業部に事前に届出させるものとする。

この通知の通訳と、5-1-4「業務実施契約に係る業務調整団員の取扱いについて」通達（調）第60号（平成3年9月30日）に定める業務調整団員とは同一の契約の中で両立可。

平成3年2月12日

各部・室・事務局長
付 属 機 関 の 長 殿
国 内 支 部 長

経 理 部 長

5-2-18. 施工管理契約に係る消費税の取扱いについて（通知）

海外でなされる建設工事等において、技術者を本邦から派遣する場合の施工管理契約に係る消費税の取扱いについては、平成3年4月1日から下記によることとします。

記

施工管理の対象となる建設又は製造に必要な資材の大部分が国外で調達される場合は、国外取引となり、契約金額に消費税を含めないこととします。これに対して、大部分が国内で調達される場合は、国内取引となり、契約金額に消費税を含めることとします。

（注）消費税法（昭和63年法律第108号。以下「法」という。）第4条第1項では、「国内において事業者が行った資産の譲渡等には、……消費税を課する。」と規定しており、消費税は国内取引に対して課税される。また、法第4条第3項第2号では、資産の譲渡等のうち役務の提供である場合の国内取引かどうかの判定は、原則として「当該役務の提供が行われた場所」と規定しているが、政令で定める役務については「政令で定める場所」によって判定される。施工管理契約に伴う役務の提供の場合、役務の提供場所が国内かどうかの判定は、「当該精算設備等の建設又は製造に必要な資材の大部分が調達される場所」（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第6条第2項第6号）によるものとされる。

以 上

5-3-1. 用船料算定基準

昭和54年9月6日
(林開)第8-31号

この基準は、海外技術協力事業費、開発調査費による水産資源調査の実施にかかわる用船料の算定について必要な事項を定めるものとし、対象船舶は日本国籍船に限るものとする。(契約時点に当該船舶が海外にある場合にもこの基準は適用される。)

第1条 人件費

- (1) 用船に係る船舶(以下「調査船」という。)の船員に対する人件費は原則として支払い実績を基準とする。
- (2) 人件費は給与(本給、諸手当及び船員保険料を含む。)及び食卓料とし、予備船員給与及び船員交替旅費を算入することができる。
- (3) 予備船員給与は、給与の20%以内の額とする。

第2条 減価償却費

調査船の帳簿価格に減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下省令という。)第4条の規定に準じて定率法による償却率を乗じて得た額とする。

第3条 修繕費

建造価格又は購入価格に改造費を加えた額に別紙(1)による修繕費率を乗じて得た額とする。

第4条 消耗品費

原則として前年度の支払い実績を基準とする。

第5条 金利

帳簿価格に10%(公船の場合は5%)以内の率を乗じて得た額とする。

第6条 保険料

現に調査船に付保している漁船保険又は保険会社の普通海上保険(戦争保険を含む)の保険料相当額とする。

第7条 公租公課

調査船に係る固定資産税相当額とする。

平成元年9月12日

5-3-2. 無償資金協力事業の資機材等案件に係る
コンサルタント契約の実施について

調 達 部

伺

無償資金協力事業における資機材案件等の実施にあたっては、別紙1の「無償資金協力事業のフロー」に基づき業務が行われているが、調査業務の効果的・効率的な実施のためには、コンサルタントを活用し、より円滑かつ迅速な実施を図る必要がある。

とりわけ、現地確認調査（国内にて行われる資機材等調査に引き続き、機材等の仕様の検討及び事業費の積算を事業の仕組み、日本側の取組み方針に照して最適な形にとりまとめるため、現地にて内容の確認を行う調査）実施促進調査（無償資金協力の仕組み、実施の手続きの説明、実施スケジュールの協議、詳細設計・施工監理並びに実施業者の選定に関する助言その他実施に係る連絡等を行う調査）及びフォローアップ調査（無償資金協力した案件における必要とされるフォローアップの内容等を（事業の制度に照らして可能な手当ての算定する調査）の例に見られる如く、事業の仕組み手続及び諸制度に精通したコンサルタントの活用が望まれるケースが多い。

については現地確認調査、実施促進調査及びフォローアップ調査を行う等上記に該当する場合には当分の間下記のようにコンサルタントとの契約を実施してよろしいか伺う。

記

1 契約相手先

調査の実施にあたっては、次にいう理由により財団法人日本国際協力システムとの間に特命随意契約を締結する。

<財団法人日本国際協力システムを特命随意契約相手先とする理由>

(1) 財団法人日本国際協力システムは、別紙2（略）の審附行為第4条にいうように『政府開発援助（ODA）の一部である無償資金協力事業及び技術協力事業の適正かつ効率的な実施の促進に資するための活動』を行うことを目的とする公益法人として、外務大臣から許可された団体であり、現に別紙3（略）の職員リストにあるとおり、無償資金協力事業の仕組み全般に渡る知識・経験が豊富な者を有しており、国際協力事業団の業務を補完する性格を濃く有する本調査の業務を行うことが出来る唯一の中立的な団体である。

このことは、コンサルタント契約事務取扱要領第16条第1項第1号にある特命随意契約の根拠に該当する。

(2) この種調査の実施にあたっては、相手国政府との対応等に関し、国際協力事業団の意を体し、適正かつ迅速に対処し、円滑な無償資金協力事業の実施に努めることが、他の調査にも比して強く求められている。このため、国際協力事業団と密接な連携の下、適宜その指示を受けつつ調査に万全を期すことが

出来るようそれにふさわしい契約形態として役務提供契約を締結することにより実施する。

このことは、コンサルタント等契約事務取扱要領第16条第1項第3号にある特命随意契約の根拠に該当する。

2 コンサルタント契約の手続

原則として、他のコンサルタント契約手続と同様に取扱うこととする。(具体的には、無償資金協力事業部が調達部に所定の資料を添付の上、コンサルタント契約請求書を提出することとし調達部契約課は、それに基づきコンサルタント契約事務を行う。)但し、コンサルタント等選定委員会に付議される事項中コンサルタントの指名に関しては、本決裁の伺に該当する案件と同委員会が判断した場合には、本決裁に基づき財団法人日本国際協力システムと特命随意契約。

3 コンサルタント契約に係る価格の積算

財団法人日本国際協力システムとの役務提供契約に係る価格の積算にあつては、(1) 調査の内容が、他のコンサルタント契約にて実施する調査に比して技術的側面と同時に事業の運営管理補助的な側面をも有する度合いが強い。又(2) 担当業務の性格に鑑みて、他のコンサルタントとの契約における価格の積算より低く設定することにより、民間コンサルタントとは競合が生ずるものではなく、公益法人としての公益性を十分全う出来ることとし、そのことがひいては、(3) 予算の適正運用を図れることにつながる、との3つの観点から、諸経費及び技術経費の区分を行わずにその和を間接費として、直接人件費に128%を乗じて得た額を上限とする。(因に、民間コンサルタントとの役務提供契約においては、間接費率は180%を上限としており、128%は国際協力事業団が締結しているコンサルタント契約の中で最低の率である。)

以上

6 章 実績評価

平成元年2月17日

通達(調)第3号

関係各部長

殿

在外事務所長

総 裁

6-1-1. 調査業務に係る契約に参加したコンサルタント等の 実績評価について

「調査業務に係る契約事務の取扱いについて」(昭和54年通達(無調)第46号)別紙「コンサルタント等契約事務取扱要領」(以下「契約事務取扱要領」という。)に基づき開発調査等各種の調査業務をコンサルタント等との契約によって実施した場合におけるコンサルタント等の実績評価については、下記のとおり取り扱うこととし、昭和64年1月1日以降に締結した新規案件に係る契約から適用する。

なお、この通達は、技術費を伴う専門家派遣に係る契約に参加した者についても適用する。

また、「調査業務に係る契約に参加したコンサルタント等の調査業務等の実績評価について」(昭和56年通達(調)第16号)は廃止する。

記

(目的)

第1 この通達は、国際協力事業団(以下「事業団」という。)がコンサルタント等(共同企業体を結成した場合は当該共同企業体をいう。以下同じ。)との業務実施契約又は役務提供契約(以下「コンサルタント契約」という。)によって実施する開発調査等各種の調査業務(以下「業務」という。)に係るコンサルタント等の業務実施の過程における実績評価(以下「評価」という。)を公正かつ的確に行い、並びに評価記録を整備し、及び蓄積することにより、これをコンサルタント等の効果的な指導、適正な選定等に活用し、もって業務の質的向上に寄与することを目的とする。

(評価の対象)

第2 評価は、業務実施契約にあってはすべての業務について、役務提供契約にあっては特記すべき業務従事者がある業務について行う。

(評価者)

第3 評価に当たる者(以下「評価者」という。)は、それぞれ調査の実施を担当する部(以下「調査実施

担当部」という。)にあっては、部長、担当課長及び担当課長代理、在外事務所にあっては、所長(次長を置く在外事務所にあっては所長及び次長)とし、評価者にやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ指名した者にその職を代行させることができる。

(評価方法)

第4 評価は、調査実施担当部及び在外事務所が、それぞれ、記入可能な評価項目及び特記事項について、評価者全員の合議により、必要に応じ担当職員等の意見を徴して行う。

2 評価は、業務終了後遅滞なく、コンサルタント契約ごと(業務が2以上の事業年度にわたって継続し、かつ、同一のコンサルタント等との契約により実施する場合(以下「継続契約の場合」という。)にあっては、各年度の契約ごと)に次の各号により行うものとする。

(1) 業務実施契約にあっては、次に掲げるものを評価対象として、コンサルタント等業務実績評価表(以下「評価表」という。)(株式第1号)により評価を行う。ただし、ハに該当する者については、調査実施担当部が評価を必要と判断する者がある場合に限り、評価対象とする。

イ コンサルタント等

ロ 業務主任者(総括)

ハ 特記すべき業務従事者

(2) 役務提供契約にあっては、調査実施担当部が評価を必要と判断する特記すべき業務従事者を評価対象として、評価表(様式第2号)により評価を行う。

3 継続契約の場合においては、調達部契約課(以下「契約課」という。)は、当該業務が完了したときに、前項の各年度の契約ごとの評価表をとりまとめ、新たに総合評価表(様式第3号)を作成する。

(評価表等の取扱い)

第5 評価表は、契約担当役に報告のうえ、契約課がこれを保管する。

2 総合評価表は、契約課がこれを保管する。

(評価の結果の利用)

第6 評価の結果については、次の各号に定めるところにより、効果的かつ適正にこれを利用するものとする。

(1) 評価表の記載事項中に「コンサルタント等との契約に係る指名停止の措置要領について」(昭和63年通達(調)第75号)別表「措置基準」に定める措置要件のいずれかに該当する事実がある場合には、契約担当役は、「コンサルタント等の措置に係る審議委員会の設置について」(昭和61年通達(調)第43号)に定める審議委員会に報告し、必要な措置について審議を求めるものとする。

(2) 評価表の記載事項中に、前号にいう措置要件に該当するには至らないが、契約事務取扱要領第9条第1項第4号に定めるところにより他の業務に係るコンサルタント等の指名に反映すべき重要な事

項がある場合には、契約担当役は、コンサルタント等選定委員会に付議し、その取扱いについて審議を求めるものとする。

- (3) 単年度で完了するコンサルタント契約（翌債のものを含む）に係る評価表及び継続契約の場合における総合評価表については、必要に応じ、他の業務に係るコンサルタント等選定委員会に提出し、プロポーザル評価時の参考資料とする。この場合の取扱いは、別に定める。
- (4) 継続契約の場合における各年度の契約ごとの評価表（最終年度分を除く。）は、翌年度の契約行為に反映させるものとし、当該評価表に基づき当該コンサルタント等を指導し、又は当該コンサルタント等に対し、必要な措置を求めるものとする。
- (5) 評価表及び総合評価表の記載内容は、前4号に掲げるもののほか、第1に定める評価の目的に沿って、コンサルタント等の指導及び管理にこれを利用する。

（評価結果の閲覧）

第7 評価結果は、内部資料としての利用に限るものとし、事業団の役職員は、別に定めるコンサルタント契約調査業務等実績評価閲覧簿に目的、所属、指名等所定の事項を記入のうえ閲覧することができる。

評価項目	評価段階	
	A	B
(1) 団員を一つの目的に向かい、よく献じたか? (統率力、指導力)		
(2) 技術・視点・視野は、十分であったか? (技術力、視野)		
(3) 関係者への伝達 (表現力、説得力)		
(4) 交渉時の会話能力 (語学力)		
(5) レポートの作成能力、とりまとめ能力 (語学力、調整力)		
(6) 調査に取り進む姿勢 (積極性、統括管理)		
(7) JICAのコンサルタントとして、JICAの意向をよくくみとったか? (使命感)		
(8) メーカー、商社等からの働きかけに左右されず、良心に基づき最速な計画を作成したか? (公正、中立)		
(9) 不測の事態に際し、適切に処理したか? (対応力)		
(10) 相手国政府等からの信頼度が十分であったか? (信頼感、人間性)		
特記事項(評価段階が0又は4の場合の理由(評価項目ごと)等)	計	

評価項目	評価段階	
	A	B
(1) 技術・視点・視野は十分であったか? (技術力)		
(2) 関係者への伝達 (表現力)		
(3) 交渉時の会話能力 (語学力)		
(4) レポートの作成能力 (語学力)		
(5) 調査に取り進む姿勢 (積極性、統括管理)		
(6) 調査団の一員として、協調して調査を実施したか? (協調性)		
計		
特記事項(評価段階が0又は4の場合の理由(評価項目ごと)等)		
その他の団員の評価	計	
その他の団員の評価	その他の団員に関して、特記すべき事項があれば、記入のこと。	

注1: 評価担当者: A 調査実施担当者 B 在外事務所

注2: 評価段階(5段階) 0...非常に悪い 1...悪い 2...ふつう 3...良い 4...非常に良い

注3: 実施評価の総合集計 評価段階の合計 × 100
結果(%)の求め方 評価項目数 × 4

様式第1号 (業務実施契約用)

調査実施担当部	在外事務所
部長	担当部長
	所長
	次長

コンサルタント等業務実績評価表

評価日 平成 年 月 日

契約相手方の名称 (共同企業体を結成した場合には代認者名)
 調査実施担当部 課

(共同企業体を結成した場合)
 構成員名
 構成員名

指名時の登録分野
 大分類
 小分類

従事業務の名称

業務の概要

契約期間 (第 年次目) 調査実施担当部長名:
 締結時: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 調査実施担当部長名:
 変更後: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 調査実施担当部長代理名:
 契約金額 (当該契約分) 千円
 締結時: 千円
 変更後: 千円

コンサルタント等の評価
 調査実施担当者 (総括) の評価 氏名: %
 特記すべき業務従事者の評価 氏名: %
 同 上 氏名: %
 同 上 氏名: %

特記事項 (評価段階が0又は4の場合の理由(評価項目ごと)等)

極秘

コンサルタント等の評価

評価項目	評価内容	評価段階	
		A	B
調査	1. 所としての調査目的・内容の把握度		
調査	2. インセンション・レポートの出来映え (業務内容、外観語の表現方法)		
現地調査	1. 調査方針・方法の的確性、関係者への伝達度 (論理性、要領力)		
	2. カウンタパートに対する技術的転渡 (知識、要領力、指導方法)		
	3. ローカル・コンサルタント等現地利関係者との人間関係 (指導力、管理能力、協調性)		
	4. 調査に取り組む姿勢 (積極性、健康管理)		
	5. 所としての倫理、品行 (公正、中立、方正)		
レポート作成	1. 計画立案基礎決定のための資料等の選択の適正度		
	2. 計画立案の適正度 (企画力、論理性、視野の多角度)		
	3. 計算の適正度		
	4. 経済・時勢分析の適正度		
	5. プロジェクト実施工程計画の適正度		
	6. 総合評価の適正度		
調査結果	1. 調査報告書、作業監視委員会のための準備、報告は適切であったか?		
	2. JICAとの連絡及び国内支援体例は十分であったか?		
	3. 成果品の翻訳及び印刷物としての出来映えに係る作業は適正であったか?		
合 計			

注1: 評価担当部: A 調査実施担当部、B 在外事務所
 注2: 評価段階(5段階) 0... 非常に悪い 注3: 実数評価の総合集計結果(%)
 1... 悪い
 2... ふつう
 3... 良い
 4... 非常に良い

$\frac{\text{評価段階の合計}}{\text{評価項目数}} \times 100$

様式第2号 (協賛提供契約用)

調査実施担当部	在外事務所
部長 担当課長 課長代理 所長 次長	

コンサルタント等業務実績評価表

契約相手方の名称 評価日 平成 年 月 日

調査実施担当部課 部 課

国名

指名時の登録分野

大分類 小分類

担当分野名

従事業務の名称

業務の概要

契約期間 調査実施担当部受注日 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

締結時 調査実施担当課長受注日 平成 年 月 日

変更後 調査実施担当課長代理受注日 平成 年 月 日

在外事務所受注日 平成 年 月 日

在外事務所次長受注日 平成 年 月 日

契約金額 千円

締結時 千円

変更後 千円

総合集計結果 %

特記事項 (評価段階が0又は4の場合の理由 (評価項目ごと) 等)

極秘

評価項目	評価段階	
	A	B
(1) 業務の目的、内容の把握度 (理解力)		
(2) 知識・経験 (技術)		
(3) 外国語の能力 (聴取力)		
(4) 調査に取り組む姿勢 (積極性、統括管理)		
(5) 調査団員間あるいは専門家間の人間関係 (協調性)		
(6) カウンタパートに対する技術サポート (知識・表現力・指導方法)		
(7) カウンタパート (人及び機関) 等現地関係者との人間関係 (相手からの評価)		
(8) 報告書ないし報告書原稿の適切性 (論理性・表現力)		
(9) JICA調査団員あるいは専門家として、ふさわしい行動をとったか? (倫理、品行)		
合 計		

注1: 評価段階: A 調査実施担当部、B 在外事務所

注2: 評価段階(5段階) 0...非常に悪い

1...悪い

2...ふつう

3...良い

4...非常に良い

注3: 実績評価の総合集計結果(%)の求め方

評価段階の合計

評価項目数 × 4

× 100

契約相手方の名称(共同企業体を構成している場合には代表者名)

(共同企業体を構成した場合)

極秘

招名時の登録分野
大分類
小分類

調査実施担当部署
部
課
氏名:

コンサルタント等業務実績総合評価表 (業務実施契約用)

評価日	平成	年	月	日
-----	----	---	---	---

調査業務の名称	第1年次		第2年次		第3年次		総合評価	
契約期間	平成	年	月	日	平成	年	月	日
契約金額(変更後)	千円		千円		千円		千円	
調査実施担当部署名:	調査実施担当部署名:	調査実施担当部署名:	調査実施担当部署名:	調査実施担当部署名:	調査実施担当部署名:	調査実施担当部署名:	調査実施担当部署名:	調査実施担当部署名:
調査実施担当部署代表者名:	調査実施担当部署代表者名:	調査実施担当部署代表者名:	調査実施担当部署代表者名:	調査実施担当部署代表者名:	調査実施担当部署代表者名:	調査実施担当部署代表者名:	調査実施担当部署代表者名:	調査実施担当部署代表者名:
在外事務所名:	在外事務所名:	在外事務所名:	在外事務所名:	在外事務所名:	在外事務所名:	在外事務所名:	在外事務所名:	在外事務所名:
在外事務所代表者名:	在外事務所代表者名:	在外事務所代表者名:	在外事務所代表者名:	在外事務所代表者名:	在外事務所代表者名:	在外事務所代表者名:	在外事務所代表者名:	在外事務所代表者名:
コンサルタント等の評価	%		%		%		%	
評価段階0又は4の場合の理由(評価項目ごと)等								
業務主任者の評価氏名:	%		%		%		%	
評価段階0又は4の場合の理由(評価項目ごと)等								
特記すべき業務従事者の評価	%		%		%		%	
氏名:	氏名:	氏名:	氏名:	氏名:	氏名:	氏名:	氏名:	氏名:
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
評価段階0又は4の場合の理由(評価項目ごと)等								
業務主任者の評価氏名:	%		%		%		%	
評価段階0又は4の場合の理由(評価項目ごと)等								
特記すべき業務従事者の評価	%		%		%		%	
氏名:	氏名:	氏名:	氏名:	氏名:	氏名:	氏名:	氏名:	氏名:
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
評価段階0又は4の場合の理由(評価項目ごと)等								